



トイゴ薬局	倉吉市山根五八二二	〃
津村薬局	倉吉市山根六〇三一	〃
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	平成元年十二月十三日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五三二	平成元年十二月一日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一一三一一	〃

鳥取県告示第千二百十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八木第七八号	平成元年七月十一日	八頭郡若桜町大字若桜七四七―三	盛田節男
第七九号	〃 九月十一日	〃 智頭町大字三吉一四〇	株式会社ヒラオ 代表取締役 平尾和彦
日本第三一号	〃 七月十四日	日野郡日南町下石見六一五	山形哲朗
第三二号	〃 七月二十四日	〃 湯河四三三	浅野実

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥製第二七号	平成元年七月四日	鳥取市岩坪五六四	大下正一
八製第四八号	十月二十七日	八頭郡用瀬町大字家奥二一四	奥本柳太郎
倉製第四八号	九月三十日	東伯郡大栄町大字西園字鶴喰四九一	有限会社道祖尾材木店 代表取締役 道祖尾末夫

鳥取県告示第千二百十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
平成元年四月一日 米木第二三号 米木第三六号	西伯郡大山町所子三二六 大山森林組合 組合長理事 伊澤卓司 米子市泉七〇六一二一六 株式会社米子木材市場 代表取締役 塩谷雄司	代表者	大山森林組合 組合長理事 杉谷正雄 株式会社米子木材市場 代表取締役 松本豊	大山森林組合 組合長理事 伊澤卓司	平成元年七月十九日 九月七日

鳥取県告示第千二百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路  
課において一般の縦覧に供する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一七九号	東伯郡三朝町大字加谷字坂ノ下 七六一五地先から同大字字限ノ 内五七四一―地先まで	変更前 五・五〇 一・一五	一五・五〇 一・一五	七二七・〇
		変更後 一一・五〇 五・四〇		七〇〇・〇

鳥取県告示第千二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路  
課において一般の縦覧に供する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名

変  
更  
前  
後  
別

区 間

敷地の幅員  
(メートル)

延  
長  
(メートル)

米子空港線

境港市小篠津町字城ノ内一六六  
〇―三地先から同市佐斐神町字  
砂浜ノ四 二九―九地先まで

九・六〇  
二二・〇

一、四五三・〇

境港市小篠津町字城ノ内一六六  
〇―三地先から同市佐斐神町字  
砂浜ノ四 二九―九地先まで

九・六〇  
二二・〇

一、四五三・〇

境港市小篠津町字川本ノ一  
五〇四―二地先から同市佐斐神  
町字行淵ノ一 一六〇八―五地  
先まで

一五・八〇  
三九・〇

二一六・〇

鳥取県告示第千二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路  
課において一般の縦覧に供する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一七九号	東伯郡三朝町大字加谷字坂ノ下七六一五地先から同大字字隈ノ内五七四一―一地先まで	平成元年十二月二十六日

鳥取県告示第千二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
赤碓大山線	東伯郡赤碓町大字赤碓字西谷堤之上 一八〇五一―一地先から同大字字畑之 東一八五九一―一地先まで	平成元年十二月二十二日

鳥取県告示第千二百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に

規定する道路の位置を平成元年十二月二十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
倉吉市山根六三七―五 有限会社杉本地所 代表取締役 杉本 功	倉吉市上余戸字古屋敷 四五一―二三及び四五 一―三の一部	幅員 六・〇〇 延長 六六・九四

鳥取県告示第千二百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年十二月二十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市米丘無線線路 線路管理課 管理課 田嶋良次	道路の位置の指定場所 鳥取市米丘区田嶋1101	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 111・ヤ 延長 304米・110
--	----------------------------	--

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

平成元年12月22日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 受講対象者  
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 平成2年1月26日（金）午前9時30分から午後4時30分まで
  - (2) 場所 鳥取市東町一丁目221 鳥取県庁議会棟第二執行部控室
- 3 講習科目及び時間
  - (1) 種苗に関する法令 2時間

- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込みの方法  
所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（6,400円）に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて平成2年1月18日（木）までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

- 5 携行品  
筆記用具及び印